

第 1 章

計画策定の趣旨

1-1 計画策定の背景と目的

自転車は身近で便利な乗り物として、通勤・通学、買い物、サイクリング、レジャーなど、日常生活から余暇活動まで、幅広く利用されています。一方で、自転車と歩行者の接触事故や違法駐車などの様々な問題が生じていることから、安全で快適な自転車利用環境の構築が必要となっています。

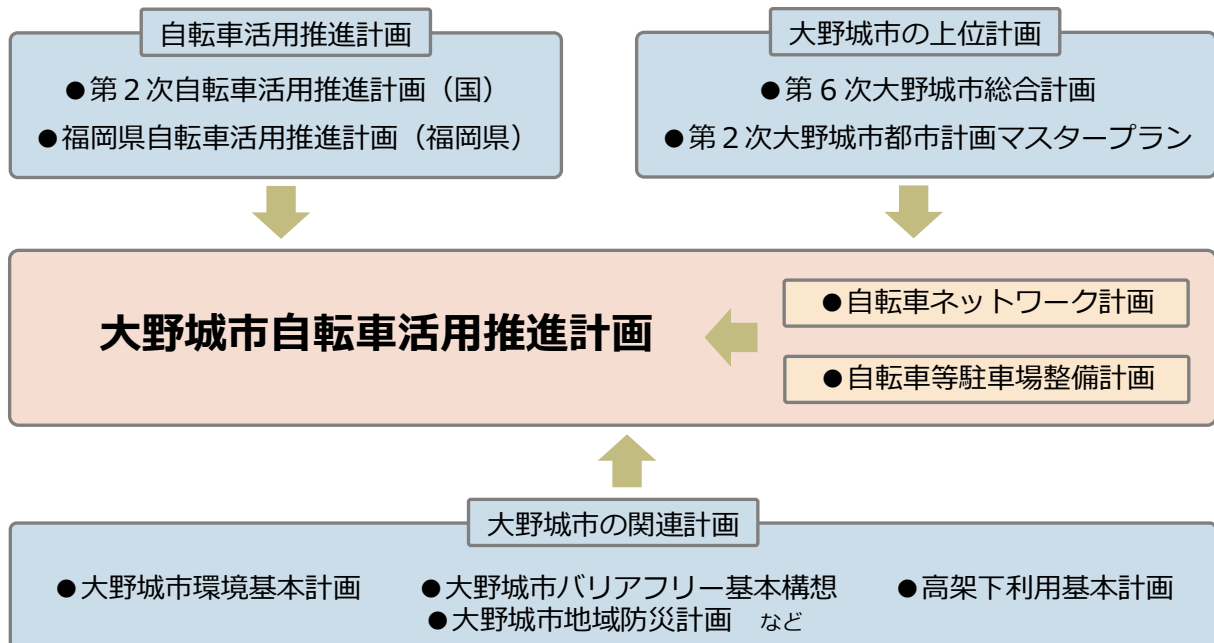
このようななか、国は、自転車活用による環境への負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等の課題に対応するため、「自転車活用推進法」（平成28年法律第113号）（以下「法」という。）を平成29年5月に施行し、そのなかで、市町村についても、国・県が定めた「自転車活用推進計画」を勘案しつつ、地域特性・地域資源を活かした施策を展開し、自転車活用を推進するよう示したところです。

このことから、本市においても自転車活用を総合的かつ計画的に推進するため、「大野城市自転車活用推進計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

1-2 計画の位置付け

本計画は、法に定められた基本理念や目的に則り、自転車活用を総合的かつ計画的に推進するため、法第11条の規定に基づく「市町村自転車活用推進計画」として位置付けます。

また、第6次大野城市総合計画及び第2次大野城市都市計画マスタープランの基本理念を自転車活用の観点から達成していくための部門別計画として策定します。



1-3 自転車の活用によるSDGsへの寄与

持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）とは、環境、教育、健康など、世界の様々な問題を2030年までに解決するために定められたもので、17の目標と169のターゲットが掲げられています。政府が定めたSDGs実施指針改定版（令和元年12月）では、地方自治体においても各種計画にSDGsの要素を反映し、広く情報発信するよう示されています。







資料：持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組（外務省）

図 1-1 持続可能な開発目標（SDGs）

自転車活用の推進は、多くのSDGsへの貢献が期待されますが、本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsは表1-1の通りです。

表 1-1 本市の自転車施策と特に関連するSDGs

目標	自転車施策との関わり	目標	自転車施策との関わり
3.保健  3 すべての人に健康と福祉を	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車を活用した健康づくり ・交通事故の発生抑制 	4.教育  4 質の高い教育をみんなに	<ul style="list-style-type: none"> ・各種交通安全教育の実施 ・自転車の交通ルール・マナーや日常点検整備等に関する情報の発信
7.エネルギー  7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車から自転車への転換による環境負荷の低減 	8.成長・雇用  8 働きがいも経済成長も	<ul style="list-style-type: none"> ・シェアサイクル等の導入 ・自転車に関するイベントの実施
11.都市  11 住み続けられるまちづくりを	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車通行空間の整備 ・駐輪場の整備 ・自転車を活用したにぎわいづくり 		

1-4 「ゼロカーボンシティ 大野城」宣言とのつながり

本市では、市の豊かな自然環境を未来に引き継ぎ、持続可能な社会を実現することを目標に、市民や事業者のみなさんとともに総力をあげて取り組むため、令和3年2月に「2050年二酸化炭素実質排出ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ 大野城」を宣言しました。

今後、本計画を通して、自転車活用を推進する様々な施策を展開し、市民の日常生活における移動手段を自動車から自転車に転換していくことは、地域の環境負荷の低減にもつながり、「ゼロカーボンシティ 大野城」の実現への寄与も期待できます。

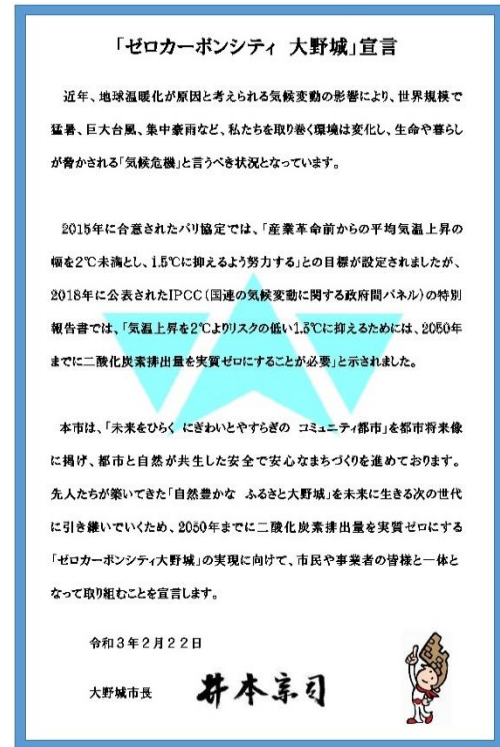


図 1-2 「ゼロカーボンシティ 大野城」宣言

1-5 計画期間

令和3（2021）年度から令和10（2028）年度までとします。

ただし、施策の実施状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しを適宜行います。

